

あいさつ

「犯罪被害者」と聞いても、自分には関係ない、自分の周囲では見聞きしたこともない、という方もおられるかもしれません。しかし、犯罪等に巻き込まれることは決して他人事ではなく、誰もがその立場になるリスクを抱えています。

特に、弱い立場にある子ども・若者が様々な犯罪被害にあう事案は後を絶たず、潜在化しやすい子ども・若者の被害に対する支援体制の整備が課題となっています。

神奈川県では、平成21年に都道府県では全国で2番目となる「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、県、県警察、民間支援団体が一体的に運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開設するなど、全国に先駆けた取組を進めてきました。さらに、平成29年には、警察に届出を^{ちゅうちよ}躊躇する性暴力被害者のために、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、犯罪被害者等支援の充実を図ってきました。

一方、国の令和6年犯罪統計によれば、殺人・強盗などの重要犯罪に巻き込まれた被害者のうち、20歳未満の被害者の割合は40.1%を占めており、総人口に占める20歳未満の割合15.6%（令和6年10月1日現在総務省人口推計）を大幅に上回っています。さらに、性犯罪に限れば被害者の46.4%が20歳未満となっており、子ども・若者がこうした被害にあうリスクの高さを如実に示しています。

犯罪被害にあうと、身体的被害はもとより、事件にあったことによる精神的ダメージなど、様々な問題に直面し、苦しめられます。特に、弱い立場に置かれた子ども・若者は、被害を言い出せないことや、そのことが被害なのか分からぬことから、被害が潜在化しやすい傾向があります。そのため、こうした犯罪被害者等への支援が十分に届くような体制整備が急務となっています。

国では、「第4次犯罪被害者等基本計画」において、「自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。」とし、子ども・若者への支援強化の必要性を重視しています。さらに、令和4年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、令和6年には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、日本版D B S法）」が公布され、施行に向けて議論されています。

神奈川県ではこの機運の高まりを捉え、学校等の教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に関する規定を新設する等、令和7年10月に県条例の改正を行うとともに、教育活動現場における犯罪被害者等支援の取組を充実するため、本ハンドブックを作成しました。

被害からの回復には、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等が、安全で安心な場所と感じられることが重要です。

そこで、本ハンドブックでは、いじめ・非行や、被害が特に潜在化しやすい性被害等、様々な犯罪被害にあった児童生徒に必要な心のケア、被害からの回復過程、被害児童生徒への対応手順や留意点について記載しています。学校等においては、警察や児童相談所などの専門機関と連携しながら、被害児童生徒の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮し、被害児童生徒を第一にご対応いただきたいと思います。

犯罪はあらゆるところで起こり得ます。それは、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等でも当然起こり得るということです。

こういった想定のもと、本ハンドブックの活用により、被害児童生徒に寄り添った対応について教職員等に周知されることで、被害児童生徒のみならず、その関係者全員が、安全・安心な日常生活を送ることができるよう祈念してやみません。

2026（令和8）年1月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部犯罪被害者支援担当課長

目 次

第1章 総論	1
1 児童生徒が被害者となり得る犯罪行為～様々な犯罪被害～	3
2 児童生徒が犯罪被害にあう場所及び加害者との関係	6
3 被害児童生徒対応に当たっての基本的な考え方	8
(1) 被害児童生徒に起こり得る困難な状況や心身の反応の理解	8
(2) 被害認知後の対応の認識	10
4 早期発見の重要性～被害後の反応を知る～	12
(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ	12
(2) 児童生徒が被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み	14
5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育	19
(1) 児童生徒への教育	19
(2) 保護者への情報提供	24
(3) 教職員等への研修	25
コラム1 神奈川県警察本部警務課被害者支援室から伝えたいこと～警察と連携した被害児童生徒支援を～（神奈川県警察本部警務課被害者支援室）	27
6 事件の流れ	28
(1) 犯人が20歳以上の場合	28
(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合	30
(3) 犯人が14歳未満の少年である場合	30
(4) 刑事手続と民事手続	32
コラム2 少年相談・保護センターから伝えたいこと～児童・生徒の訴えを見逃さない～（神奈川県警察本部少年育成課）	33
コラム3 児童相談所にできること（県中央児童相談所）	34
コラム4 弁護士にできること	
（神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 中里 勇輝）	36
7 二次被害を防ぐために	38
(1) 二次被害とは	38
(2) 被害児童生徒や保護者の心理状況	40

8	関係機関にできること～神奈川県における犯罪被害者等支援～	44
(1)	神奈川県における犯罪被害者等支援の体制	44
(2)	かながわ犯罪被害者サポートステーション	47
(3)	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	51
(4)	県独自の経済的支援	54
(5)	県内市町村による支援	55
(6)	県内の関係機関による支援	56

第2章 被害認知後の対応 69

1	被害児童生徒の対応に伴う教職員等の心の反応とケア	69
(1)	教職員等に現れる心の反応	69
(2)	教職員等の心のケア	70
2	初期対応	71
(1)	被害の疑いを認知したときの対応（教職員等が初めに把握する場合）	71
(2)	管理職へ報告	79
(3)	組織対応	79
3	中長期対応	89
(1)	被害児童生徒やきょうだい児への対応	89
(2)	被害児童生徒の保護者への対応	92
(3)	被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応	92
(4)	関係機関との連携	92

第3章 被害別特性と対応の留意点 93

1	誰かが亡くなったとき	94
(1)	被害の特性	94
(2)	対応の留意点	96
2	怪我を負ったとき	100
(1)	被害の特性	100
(2)	対応の留意点	100

3 性被害（性犯罪・性暴力）	102
(1) こども性暴力防止法	102
(2) 性被害（性犯罪・性暴力）とは	103
(3) 刑法における規定	105
(4) 被害の特徴	108
(5) 性的グルーミングによる性被害	109
(6) 性被害を受けた後の児童生徒の反応	111
(7) 性被害を受けた児童生徒への対応の留意点	113
(8) 性被害を受けた児童生徒の保護者への対応の留意点	116
(9) 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応の留意点	116
コラム5 性被害にあったこどもが必要とする支援	
(追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓)	117
 特集 SNSを介した被害	119
(1) 警察庁の統計から	120
(2) SNSを介した性被害の特徴	126
(3) 教育の重要性	127
(4) SNSを介した被害の認知経路	127
(5) 性的画像等（児童ポルノ）に関する被害の対応の留意点	128
(6) 性的画像等に関する学校等の対応への訴訟事例	129
コラム6 SNSによる性被害（追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓）	130
 4 人身安全関連事案（児童虐待、ストーカー被害、デートDV）	132
【児童虐待】	132
(1) 児童虐待とは	132
(2) 児童虐待のサイン	134
(3) 児童虐待が心身に与える影響	135
(4) 疑いを含めた通告義務	136
(5) 通告先等	137
(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点	137
(7) 対応の留意点	138
(8) 障害者虐待	141
【ストーカー被害】	142
(1) 「ストーカー」とは	142
(2) ストーカー被害の概況	143
(3) ストーカー被害の特徴	143
(4) 対応の留意点	143
(5) 警察にできること	144

【デートDV】	145
(1) デートDVとは	145
(2) デートDV被害の特徴	145
(3) 対応の留意点	146

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在） …… 147

1 総合的な相談（被害児童生徒・加害児童生徒ともに対応）	147
2 被害児童生徒に関する相談	148
3 加害児童生徒に関する相談	149
4 虐待に関する相談	150
5 性被害に関する相談	152
6 ストーカー被害、恋人からの暴力（デートDV）に関する相談	154
7 消費者トラブル、特殊詐欺等に関する相談	157
8 司法関連・法律相談	159
9 インターネット上の情報等に関する相談・通報等	165
10 経済的支援に関する相談	167
11 心身の悩みに関する相談	173
12 女性相談窓口	176
13 子ども向け相談窓口	177
14 人権相談（法務省）	182
15 外国人向け相談窓口	183
16 高次脳機能障害に関する相談	185
17 暴力団等に関する相談	186
■ 神奈川県警察 警察署一覧	187
■ 神奈川県内 児童相談所一覧	195
■ 市町村犯罪被害者等相談窓口一覧	196

※本ハンドブックにおいては、原則令和7年11月末現在の内容で記載しています。
(別途、時点の記載があるものを除く)

用語集

原則、下記文言に統一しているが、法律や統計の調査項目等の引用や施設名（例：児童相談所、児童虐待、こども性暴力防止法等）、コラム内の表現についてはこの限りでない。

犯罪

犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）第2条第1項及び神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下、「県条例」という。）第2条第1項に定める「犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）」をいう。

犯罪被害者等

基本法第2条第2項及び県条例第2条第2項に定める「犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）」をいう。

学校等、教育活動現場

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）第2条第3項第1号に定める「学校等」及び同条第5項に定める「民間教育保育等事業」を行う場をいう。

なお、**本ハンドブックにおいては、学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く）における対応を中心として記載する**ため、本文中ではこども性暴力防止法に定める学校等、民間教育保育等事業を総称して「学校等」と記載することとする。

児童生徒

こども性暴力防止法第2条第1項に定める「児童等」をいう。なお、保護者との継柄を表す必要性がある場合等は「子ども」と記載する。

教職員等

こども性暴力防止法第2条第4項に定める「教員等」及び同条第6項に定める「教育保育等従事者」をいう。

管理職

学校教育法に規定する学校においては、校長、園長、副校長、副園長及び教頭をいう。また、それ以外においては、責任者や上司をいう。

